

規制の事前評価書(要旨)

規制の名称	射撃技能に関する講習の受講義務の新設		
担当部局	警察庁生活安全局生活環境課		
評価実施時期	平成20年9月		
規制の目的、内容及び必要性	<p>【目的及び必要性】</p> <p>猟銃使用による事故(自殺を除く。以下単に「事故」という。)は、平成17年に28件、平成18年に23件、平成19年に32件が発生するなど毎年一定数以上発生し、さらにそのうち猟銃の基本的な操作や射撃の技能が低下しているために発生したと考えられる事故が全体の約9割を占めている。そこで、猟銃の所持許可の更新を受けようとする者に対し、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を受けることを義務付けることにより、猟銃の基本的な操作や射撃の技能の低下に伴う事故の防止を図る必要がある。</p> <p>【内容】</p> <p>猟銃の所持許可の更新を受けようとする者は、都道府県公安委員会が行う射撃技能に関する講習を受け、その課程を修了しなければならないこととする。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5	
想定される代替案	猟銃の所持許可の更新を受けようとする者は、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の5第1項の射撃教習の課程を修了しなければならないこととする。		
規制の費用	各要素の費用	代替案の場合	
	(遵守費用)	猟銃の所持許可を更新するに当たって、射撃技能に関する講習を受講する費用が発生する。	猟銃の所持許可を更新するに当たって、射撃教習の課程を修了するための費用が発生する。
	(行政費用)	講習の実施に費用が発生する。	射撃教習の実施に費用が発生する。
(その他の社会的費用)	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。	
規制の便益	各要素の便益	代替案の場合	
		猟銃の基本的な操作や射撃技能の向上による事故が防止されることにより、人の生命及び身体の被害が防止される。	猟銃の基本的な操作や射撃技能の向上による事故が防止されることにより、人の生命及び身体の被害が防止される。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>便益の点では、両者において同様であると考えられる。費用の点では、改正案では猟銃の許可更新時に射撃技能に関する講習を受講する費用が発生するが、講習は射撃教習を簡略化したものを想定していることから、改正案による費用は代替案よりも小さいと考えられるため、改正案が代替案よりも優れていると評価できる。</p>		
有識者の見解その他関連事項	<p>平成20年5月から、銃砲規制等の在り方に関して専門家・有識者から意見を聴取することを目的として「銃砲規制のあり方に関する懇談会」(座長:藤原静雄 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授)が設置され、幅広く検討が行われ、同年7月に「銃砲規制等の在り方に関する意見書」を取りまとめた。</p> <p>今般の法改正案については、当該意見書の内容を反映させたものとなっている。</p>		
レビューを行う時期又は条件	当該規制は、社会秩序の基本に係る最小限度の規制であり、見直し規定を置かないものの、社会情勢に応じて必要があると認めるときは所要の措置を講ずるものとする。		
備考			